

五戸町歴史みらいパーク指定管理者募集要項

令和3年12月

五 戸 町

五戸町歴史みらいパーク指定管理者募集要項

五戸町歴史みらいパーク（以下「みらいパーク」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1. 対象施設の概要

(1) 名称

五戸歴史みらいパーク

(2) 所在地

五戸町字館 1 - 1

(3) 施設概要

五戸歴史みらいパーク

敷地面積 30,103.16 m²

○図書館（木村秀政ホール含）

構造 鉄筋コンクリート造（一部：木造、鉄骨）
地上一階・地下一階

建築面積 2,006.344 m²

延床面積 2,826.634 m²

○五戸代官所

構造 木造平屋建（茅葺き）

建築面積 392.171 m²

延床面積 392.171 m²

○その他施設 野外ステージ（1か所）、駐車場 2か所、屋外トイレ（2か所）
東屋（1か所）、池（1か所）

2. 指定管理者が行う業務

- (1) みらいパークの使用許可に関すること
- (2) みらいパーク（図書館、代官所含）施設及び設備等の維持管理に関すること
- (3) みらいパーク（図書館、代官所含）の運営、事業等に関すること
- (4) その他、五戸町歴史みらいパーク管理業務仕様書のとおり

3. 指定期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日まで（3年間）。ただし、再指定を妨げるものではない。

4. 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の四半期ごとに支払うこととし、年度協定において定める。

5. 応募資格

- (1) 町内に住所を有し、指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人又は団体
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 国税及び地方税を滞納している者
- (3) 教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を配置すること。
 - ア 現在、図書館において業務に従事している図書業務員のうち、引き続き図書館勤務を希望する者については、現行の報酬等と同水準で継続雇用すること。なお、現在従事している会計年度任用職員については、令和4年3月末日までは町任用職員として身分を保有するため、採用する場合は令和4年4月からの採用とすること。

6. 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)1部を提出すること。
- (2) 資格確認にあたって提出する書類2部(正本1部・副本1部)を提出すること。
 - 資格確認書類
 - ア 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
 - イ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - ウ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - エ 申込資格に関する申立書(様式第2号)
 - オ 国税及び地方税の納税証明書(この要項の配布開始日以降に交付されたもの)
 - カ この申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の事業報告書及び収支決算書
 - キ 受託事業実績概要書(様式第5号)
 - ク 会社概要
- (3) 応募提案にあたって提出する書類2部(正本1部・副本1部)を提出すること。
 - ア みらいパークの指定管理に係る事業計画書(様式第3号)
 - イ みらいパークの指定管理に係る業務の収支予算書(様式第4号)
 - ウ 職員配置計画(様式第6号)
- (4) 提出にあたっての留意点
 - ア 指定管理者指定申請書等様式は、添付資料「五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則」様式を使用すること。
 - イ 提出書類は、原則A4版とし、応募者名及び書類名を表示すること。

7. 応募にあたっての留意点

(1) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となる。

(2) 提供した資料の取扱い

担当課が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。又、この検討の目的の範囲内であっても、担当課の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示すること禁ずる。

(3) 提出書類の変更の禁止

応募にあたって提出した書類の提出期限後における差し替え及び再提出は原則として認めまない。

(4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがある。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しません。提出された書類は、本事業者選定の実施に関する報告等のため必要な場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しない。

(6) 著作権

指定管理者の決定までの間、応募提案書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、町は、本事業者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には応募提案書類の内容を無償で使用できるものとする。

指定管理者の決定後、選定された応募提案書類の著作権は町に帰属し、選定されなかった応募提案書類の著作権は応募者に帰属するものとする。

(7) 募集要項に対する質問について

募集要項に対する質問書（別紙1）により、令和4年1月7日(金)午後3時まで以下記へ提出すること。

8. 書類等の提出先

五戸町教育委員会 五戸町図書館

〒039-1558 三戸郡五戸町字館1番地1

TEL 0178-61-1040(直通)

FAX 0178-61-1039

9. 提出期限（応募期間）

令和4年1月16日（日）まで

10. 選定方法

審査基準に基づき選定委員会において選考する。

11. 審査基準

審 査 の 基 準		配点
(1)	利用者の平等な利用を確保されること。 ・施設の設置目的及び町が示した管理の方針 ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	20
(2)	施設の効用を最大限に発揮すること。 ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	30
	施設の効率的な管理ができること。 ・施設の管理運営に係る経費の内容	20
(3)	施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有していること。 ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・個人情報の適正な取扱いの確保 ・類似施設の運営実績	30

12. 選定結果の通知

応募者に文書で通知する。

13. 問合せ先

五戸町教育委員会 五戸町図書館

TEL 0178-61-1040 (直通)

FAX 0178-61-1039

募集要項等に対する質問書

五戸町歴史みらいパーク指定管理者募集要項について、次のとおり質問書を提出します。

法人名（団体名）	
所在地	
担当者名	
連絡先 電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
質問事項（タイトル）	
要項等での対応部分	文書名：ページ 該当箇所： 行目
質問内容	